

志學館大学教職課程履修要項

(目的)

第1条 この要項は、志學館大学学則第30条に定める教育職員免許状の取得に関し必要な事項を定める。

(教職課程の設置)

第2条 教育職員免許状授与に必要な資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を、志學館大学（以下「本学」という。）人間関係学部心理臨床学科及び人間文化学科並びに法学部法律学科におく。

(履修の一般規定)

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、本学において所定の単位を修得しなければならない。

2 中学校の教育職員免許状の授与を申請するには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）の定める介護等の体験を終了していなければならない。

(教職課程の履修登録)

第4条 本学において教育職員免許状取得に必要な単位を修得しようとする者は、所定の期日までに「教職課程履修登録書」を学務課に提出し、教職課程の履修登録を行わなければならない。

2 前項に定める履修登録のない者には、教育実習及び介護等体験のための実習への参加は認めない。なお、教育実習は養護実習を含むものとする。

(履修者の心得)

第5条 教職課程の履修登録者は、教育職員として求められる資質の向上に絶えず努めなければならない。

(教職課程オリエンテーション)

第6条 教職課程の履修者は、所定の教職課程オリエンテーション（以下「オリエンテーション」という。）にすべて出席しなければならない。

(取得可能免許状)

第7条 本学学則第30条に基づき、本学において単位を修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表ア・表イ・表ウに掲げるとおりとする。

(表ア) 中学校教諭一種免許状

免許状の種類及び教科	課程をおく学部・学科
中学校教諭一種免許状（国語） (以下、「中一種免（国語）」)	人間関係学部 人間文化学科
中学校教諭一種免許状（英語） (以下、「中一種免（英語）」)	人間関係学部 人間文化学科
中学校教諭一種免許状（社会） (以下、「中一種免（社会）」)	人間関係学部 人間文化学科 法学部 法律学科

(表イ) 高等学校教諭一種免許状

免許状の種類及び教科	課程をおく学部・学科
高等学校教諭一種免許状（国語） (以下、「高一種免（国語）」)	人間関係学部 人間文化学科
高等学校教諭一種免許状（英語） (以下、「高一種免（英語）」)	人間関係学部 人間文化学科
高等学校教諭一種免許状（地理歴史） (以下、「高一種免（地歴）」)	人間関係学部 人間文化学科
高等学校教諭一種免許状（公民） (以下、「高一種免（公民）」)	法学部 法律学科

(表ウ) 養護教諭一種免許状

免許状の種類及び教科	課程をおく学部・学科
養護教諭一種免許状 (以下、「養教一種免」)	人間関係学部 心理臨床学科

(履修要件)

第8条 前条に掲げる免許状を取得しようとする者は、単位修得にあたって、次の表に掲げる基礎資格及び最低修得単位数を充足しなければならない。

(表ア)

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	大学が 独自に 設定す る科目
中一種免 (国語、英語、 社会)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育2単位 外国語コミュニケーション2単位 情報機器の操作2単位	27 ※本学が定める 単位数=35	28	4
高一種免 (国語、英語、 地歴、公民)	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育2単位 外国語コミュニケーション2単位 情報機器の操作2単位	23 ※本学が定める 単位数=29	24	12

(表イ)

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低修得単位数			
		教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	教育の基礎的 理解に関する 科目等	養護に關 する科目	大学が獨 自に設定 する科目
養教一種免	学士の学 位を有す ること	日本国憲法2単位 体育2単位 外国語コミュニケーショ2単位 情報機器の操作2単位	21 ※本学が定める 単位数=31	28 ※本学が 定める 単位数=33	7 ※本学が 定める 単位数=2

- 2 前項の表アに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は、別表第1「教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。
- 3 第1項の表イに定める「教育の基礎的理解に関する科目等」は別表第2「養護教諭免許課程の教育の基礎的理解に関する科目等」より履修するものとする。
- 4 第1項の表アに定める「教科及び教科の指導法に関する科目」は、課程をおく学部及び免許種ごとに、それぞれ次に示す別表により履修するものとする。

学部	学科	免許種	履修要件を定める表
人間関係学部	人間文化学科	中一種免・高一種免（国語）	別表第3 人間関係学部 中一種免・高一種免（国語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免・高一種免（英語）	別表第4 人間関係学部 中一種免・高一種免（英語） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		中一種免（社会）	別表第5 人間関係学部 中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（地歴）	別表第6 人間関係学部 高一種免（地歴） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
法 学 部	法 律 学 科	中一種免（社会）	別表第7 法学部 中一種免（社会） 「教科及び教科の指導法に関する科目」
		高一種免（公民）	別表第8 法学部 高一種免（公民） 「教科及び教科の指導法に関する科目」

- 5 第1項の表イに定める「養護に関する科目」は、別表第9により履修するものとする。
- 6 第1項の表アに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第10により履修するものとする。
- 7 第1項の表イに定める「大学が独自に設定する科目」は、別表第11により履修するものとする。
- 8 第1項の表ア及び表イに定める「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は、別表第12により履修するものとする。

(教育実習)

第9条 教育実習は、原則として将来教育職員となることを希望する者について行う。

- 2 教育実習に関し必要な事項は、志學館大学「教育実習受講資格」に定める。

(教育実習受講資格審査)

第10条 教育実習を受講するには、所定の資格審査を受けなければならない。

2 前項の資格審査は、別紙「教育実習受講資格」に基づいて行う。

3 資格審査に合格した者は、教育実習の受講を認めるものとする。ただし、事前又は事後に教授会の承認を得ることとする。

(教育実習費)

第11条 教育実習の受講が認められた者は、別に定める教育実習費を納入しなければならない。

なお、正当な理由なく所定の期日までに納入のないときは、教育実習の単位を与えない。

2 納入された教育実習費は、特段の事由のない限り返還しない。

(介護等の体験)

第12条 中学校教諭一種免許状の取得を希望する者は、介護等の体験として、特別支援学校又は法令で定められた施設における実習に7日以上参加しなければならない。

2 前項に定める介護等の体験を行おうとする者は、本学所定の説明会に出席しなければならない。

(科目等履修生への適用)

第13条 この要項は、科目等履修生にも適用する。

附 則

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要項は、平成16年度以前の入学生にも適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行し、平成23年度以前の入学生にも適用する。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 第8条第3項の規定は、平成25年3月31日に在学していた者にはこれを適用しない。

附 則

この要項は、平成25年7月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日在籍する者の履修方法は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日在籍する者の履修方法は、なお従前の例による。

別表第1 学部共通

中一種免（国語、英語、社会）、高一種免（国語、英語、地歴、公民）

「教育の基礎的理解に関する科目等」（第8条第2項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数	左記科目に含めることが必要な事項	本学において開講する授業科目並びに単位数		必 要 単位数	備 考
教育の基礎的理解に関する科目 10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育基礎論	2 2	中12 高12	} 1科目選択必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2		必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政概論	2		必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	2 2		} 1科目選択必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2		必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		必修
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目 中10 高8	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法 I 道徳教育の指導法 II	2 2	中16 高12	中一種免必修 中一種免必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	2		必修
	特別活動の指導法	特別活動論	2		必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術	2		必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2		必修
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校臨床と教育相談	2		必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導の理論と方法	2		必修
教育実践する科目に 中5 高3	教育実習	教育実習 I 教育実習 II 教育実習 III	1 2 2	中5 高3	必修 必修 中一種免必修
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて中一種免は35単位以上、高一種免は29単位以上を修得しなければならない。
- 2 「教育の基礎的理解に関する科目等」として、本学が指定する必修科目の単位数は、法令に定める最低修得単位数（中一種免27単位、高一種免23単位）を上回る。
- 3 「道徳教育の指導法Ⅰ」「道徳教育の指導法Ⅱ」及び「教育実習Ⅲ」については、中一種免資格取得者は必修とする。ただし、高一種免資格取得者も、「道徳教育の指導法Ⅰ」を履修することが望ましい。
- 4 中一種免の取得を希望する学生は、第3条第2項に定める介護等の体験のために、次の表に記載された施設等での実習に参加することを必修とする。

介護等体験	特別支援学校、 法令で定められた施設	7日以上	中一種免のみ
-------	-----------------------	------	--------

別表第2 人間関係学部 養教一種免

養護教諭免許課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」（第8条第3項関係）

法令に定める科目並びに最低修得単位数	左記科目に含めることが必要な事項	本学において開講する授業科目並びに単位数	必要単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 教育基礎論	2 2	} 1科目選択必修 必修 必修 } 1科目選択必修 必修 必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政概論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学 発達心理学	2 2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	
生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育の指導法 I	2	必修 必修 必修 必修 必修
		総合的な学習の時間の指導法	2	
		特別活動論	2	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術	2	
		生徒指導の理論及び方法	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校臨床と教育相談	2	
教育実践する科目に	5	養護実習	1 4	5 必修 必修
	2	教職実践演習	2	
		教職実践演習（養護教諭）	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 法令に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」として、備考欄に指定する必修科目を含めて31単位以上を修得しなければならない。
- 本学が指定する必修科目の単位数（31単位）は、法令に定める最低修得単位数（21単位）を上回る。

別表第3 人間関係学部 中一種免・高一種免（国語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 单 位 数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語の音声 日本語の文法 日本語の表現 日本語学概論 日本語学演習 社会言語学	2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修 必修	
国文学（国文学史を含む。）	日本文学史 I 日本文学史 II 古代文学演習 I 古代文学演習 II 中世文学演習 I 中世文学演習 II 近世文学演習 I 近世文学演習 II 近代文学演習 I 近代文学演習 II 古代文学特講 中世文学特講 近世文学特講 近代文学特講 I 近代文学特講 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修	
漢文学	中国文学概論 I 中国文学概論 II 中国文学演習（詩） I 中国文学演習（詩） II 中国文学演習（散文） I 中国文学演習（散文） II	2 2 2 2 2 2	必修 } 1科目選択必修	
書道（書写を中心とする。） (注2)	書道（書写）（注1） 書道史	2 2	中一種免必修	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語科教育法 I 国語科教育法 II 国語科教育法 III 国語科教育法 IV	中 8 高 8	2 2 2 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、28単位以上を修得しなければならない。

2 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

注1 「書道（書写）」は、中一種免は必修。

注2 「書道（書写を中心とする。）」は、高一種免の単位にはならないので高一種免のみを取得する場合は注意すること。

別表第4 人間関係学部 中一種免・高一種免（英語）

「教科及び教科の指導法に関する科目」」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 单 位 数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考	
英語学	英語の音声 英語の文法 I 英語の文法 II 英語学概論 英語の歴史 英語学演習 児童英語 英語教育演習	2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修
	英語文学概論 I 英語文学概論 II 英語文学演習 I 英語文学演習 II 英語文学演習 III 英語文学演習 IV 英語文学演習 V 英語文学演習 VI	2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修
	スピーキング・スキルズ I スピーキング・スキルズ II リスニング・スキルズ I リスニング・スキルズ II リーディング・スキルズ I リーディング・スキルズ II ライティング・スキルズ I ライティング・スキルズ II カレント・イングリッシュ パブリック・スピーキング・スキルズ ディベイティング・スキルズ オーラル・インタプリテーション	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	必修 必修 必修 必修
	英語圏の文化 I 英語圏の文化 II 海外語学研修 比較文化論 異文化理解演習	2 2 6 2 2	必修
	英語科教育法 I 英語科教育法 II 英語科教育法 III 英語科教育法 IV	2 2 2 2	必修 必修 中一種免必修 中一種免必修
各教科の指導法（情報 機器及び教材の活用を 含む。）	中 8 高 4	英語科教育法 I 英語科教育法 II 英語科教育法 III 英語科教育法 IV	必修 必修 中一種免必修 中一種免必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、中1種免（英語）は28単位以上、高1種免（英語）は24単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第5 人間関係学部 中一種免（社会）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 单 位 数		本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考
日本史・外国史		日本史概論 2 外国史概論 2 歴史学特講Ⅰ 2 歴史学特講Ⅱ 2 歴史学特講Ⅲ 2	必修 必修
地理学（地誌を含む。）	20	地理学概論Ⅰ 2 地理学概論Ⅱ 2 地誌学Ⅰ 2 地誌学Ⅱ 2 地誌学演習Ⅰ 2 地誌学演習Ⅱ 2	必修 必修 } 1科目選択必修
「法律学、政治学」		法学概論 2 政治学概論 2 人権論 2 政治史 2	} 1科目選択必修
「社会学、経済学」		社会学概論 2 経済学 2	} 1科目選択必修
「哲学、倫理学、宗教学」		倫理学概論 2 哲学概論 2	} 1科目選択必修
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	8	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ 2 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ 2 社会科・公民科教育法Ⅰ 2 社会科・公民科教育法Ⅱ 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、28単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第6 人間関係学部 高一種免（地歴）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに最 低 修 得 単 位 数	本学において開講する授業科目並びに単位数	備 考
日本史	日本史概論 歴史学特講 I 歴史学特講 V 社会史 I 社会史 II 考古学概論 民俗学概論 歴史学演習 I 歴史学演習 III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 必修
外国史	外国史概論 文化史 I 文化史 II 歴史学特講 II 歴史学特講 III 歴史学特講 IV 歴史学演習 II 歴史学演習 IV	2 2 2 2 2 2 2 2 必修
人文地理学・自然地理学	人間と自然環境 地理学概論 I 地理学概論 II 都市と自然環境	2 2 2 2 必修 必修
地誌	地誌学 I 地誌学 II 地誌学演習 I 地誌学演習 II	2 2 2 2 } 1科目選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4 社会科・地理歴史科教育法 I 社会科・地理歴史科教育法 II	2 2 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、24単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第7 法学部 中一種免（社会）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 单 位 数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考
日本史・外国史	日本史概論 2 外国史概論 2	必修 必修
地理学（地誌を含む。）	地理学概論 I 2 地理学概論 II 2 地誌学 I 2 地誌学 II 2	必修 必修 } 1科目選択必修
「法律学、政治学」	法学入門 2 政治学概論 2 憲法 I 2 憲法 II 2 民法総則 I 2 民法総則 II 2 物権法 I 2 物権法 II 2 債権法総論 I 2 債権法総論 II 2 債権法各論 I 2 債権法各論 II 2 家族法 I 2 家族法 II 2 会社法 I 2 会社法 II 2 刑法総論 I 2 刑法総論 II 2 刑法各論 I 2 刑法各論 II 2 国際私法 2 政治理論 2 政治史 2 行政学 2 国際関係論 2	} 1科目選択必修
「社会学、経済学」	社会学概論 2 経済学 2	必修 必修
「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学概論 2 哲学概論 2 法哲学 2	} 1科目選択必修
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	社会科・地理歴史科教育法 I 2 社会科・地理歴史科教育法 II 2 社会科・公民科教育法 I 2 社会科・公民科教育法 II 2	必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 1 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、28単位以上を修得しなければならない。

2 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第8 法学部 高一種免（公民）

「教科及び教科の指導法に関する科目」（第8条第4項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 単 位 数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考	
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学入門	2	必修
	政治学概論	2	
	憲法 I	2	
	憲法 II	2	
	民法総則 I	2	
	民法総則 II	2	
	物権法 I	2	
	物権法 II	2	
	債権法総論 I	2	
	債権法総論 II	2	
	債権法各論 I	2	
	債権法各論 II	2	
	家族法 I	2	
	家族法 II	2	
	会社法 I	2	
	会社法 II	2	
	刑法総論 I	2	
	刑法総論 II	2	
	刑法各論 I	2	
	刑法各論 II	2	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	国際私法	2	
	政治理論	2	
	政治史	2	
	行政学	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	国際関係論	2	
	社会学概論	2	必修
	経済学	2	必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	倫理学概論	2	} 1科目選択必修
	哲学概論	2	
	法哲学	2	
4	社会科・公民科教育法 I	2	必修
	社会科・公民科教育法 II	2	必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、24単位以上を修得しなければならない。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。

別表第9 人間関係学部 養教一種免

「養護に関する科目」（第8条第5項関係）

法令に定める科目並びに 最 低 修 得 单 位 数		本学において開講する 授業科目並びに単位数		備 考
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	衛生学 公衆衛生学	2 2	必修 必修
学校保健	2	学校保健	2	必修
養護概説	2	養護概説	2	必修
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	健康相談活動	2	必修
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2	必修
解剖学・生理学	2	解剖生理学 I 解剖生理学 II	2 2	必修 必修
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	微生物学 薬理概論	2 2	必修 必修
精神保健	2	精神保健 I	2	必修
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学 I 看護学 II 看護実習 I 看護実習 II 臨床看護実習（学外） 臨床看護実習指導 救急処置 I 救急処置 II	2 2 1 1 1 1 2 1	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修

【修得すべき授業科目及び単位数】

- 「法令に定める科目」について、それぞれ備考欄に指定する必修科目を含め、33単位以上を修得しなければならない。
- 本学が指定する必修科目の単位数（33単位）は、法令に定める最低修得単位数（28単位）を上回る。
- 必修科目及び選択必修科目は、3年次修了までに単位修得するよう努めなければならない。
- 本学においては、「臨床看護実習（学外）」を履修するには、「看護学 I」、「看護実習 I」と「看護実習 II」の単位を修得又は修得見込みであり、かつ成績評価に基づくGPA値が原則として2.0以上でなければならない。

別表第10 人間関係学部、法学部 中一種免・高一種免 共通

「大学が独自に設定する科目」（第8条第6項関係）

法令に定める 最低修得単位数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考	
大学が独自に設定する科目 中一種免 4 単位 高一種免 12 単位	学校インターンシップA 学校インターンシップB 前記別表第1に掲げる 「教育の基礎的理義に関する科目」又は別表第3 から別表第8に掲げる各 「教科及び教科の指導法に関する科目」	1 2	選択 選択 「教育の基礎的理義に関する科目」（別表第1）、 「教科及び教科の指導法に関する科目」（別表第3～ 第8）に掲げる最低修得単位を超えて履修した科目又 は本表選択科目により、 中一種免は併せて4単位以上、高一種免は併せて12 単位以上を修得

別表第11 人間関係学部 養教一種免

「大学が独自に設定する科目」（第8条第7項関係）

法令に定める 最低修得単位数	本学において開講する 授業科目並びに単位数	備 考	
大学が独自に設定する科目 養教一種免 7 単位	精神保健 II 学校インターンシップA 学校インターンシップB 前記別表第2に掲げる 「教育の基礎的理義に関する科目」又は別表第9 に掲げる「養護に関する科目」	2 1 2	必修 選択 選択 左記必修科目の他、「教育の基礎的理義に関する科目等」（別表第2）、「養護に関する科目」（別表第9）に掲げる最低修得単位を超えて履修した科目又は本表選択科目により、5単位以上を修得

別表第12 人間関係学部、法学部 中一種免・高一種免・養教一種免 共通

「教育職員免許法施行規則第66条の6に指定する科目」（第8条第8項関係）

免許法施行規則に指定する科目及び単位数		本学において開講する授業科目並びに単位数		備 考
日本国憲法	2	日本国憲法 憲法I 憲法II	2 2 2	注記参照
体 育	2	スポーツと現代社会 スポーツ&エクササイズA スポーツ&エクササイズB	2 1 1	必修 } 1科目選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語I 英語II ドイツ語I ドイツ語II フランス語I フランス語II 中国語I 中国語II 韓国語I 韓国語II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	} いづれかの 外國語(I・II) 2科目(4単位) 選択必修
情報機器の操作	2	インターネット演習	2	必修

【履修上の注意】

- 1 日本国憲法は、「日本国憲法」（2単位）又は「憲法I」・「憲法II」（4単位）のいづれかを選択必修。
- 2 外國語コミュニケーションは、「英語I」・「英語II」（4単位）、「ドイツ語I」・「ドイツ語II」（4単位）、「フランス語I」・「フランス語II」（4単位）、「中国語I」・「中国語II」（4単位）、「韓国語I」・「韓国語II」（4単位）のいづれかを履修すること。
- 3 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳を有する者の「体育」は、「スポーツ&エクササイズA」又は「スポーツ&エクササイズB」（各1単位）の履修を免除する。

別紙 第10条第2項関係

教育実習受講資格

教育実習を受講しようとする者は、次に掲げる条件のすべてを充たした者でなければならぬ。

- (1) 教職エントリー制度に登録していること。
- (2) 教育実習のための健康診断において「適」と判断されていること。
- (3) 教育実習のための事前指導をすべて受けていること。
- (4) 実習を行う前年度3月の「教育実習受講資格判定会議」で行われる合否判定で、次の基準に基づき合格と判定されていること。

ア 教員としての資質に問題がないこと（必要があれば委員会が面談を行い決定する。）

イ 成績評価に基づくGPA値が原則として2.0以上であること。

ウ 教育実習開始前年度までに教育実習に必要な必修の単位（A及びB）、並びに選択必修の単位（C又はD）を原則としてすべて修得していること。

A. 共通教育科目の2/3以上

人間関係学部 44単位の2/3以上 → 30単位以上

法 学 部 32単位の2/3以上 → 22単位以上

B. 専門教育科目の2/3以上

人間関係学部 80単位の2/3以上 → 54単位以上

法 学 部 92単位の2/3以上 → 62単位以上

C. 教職課程科目「教育の基礎的理解に関する科目等（中・高）」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」

	授業科目	単位数	中学校	高等学校			
				国語	英語	地歴	公民
教育の基礎的理解に関する科目等 （高）	教育原理	2	2	2	2	2	2
	教育基礎論	2	2	2	2	2	2
	教職概論	2	2	2	2	2	2
	教育行政概論	2	2	2	2	2	2
	教育・学校心理学	2	2	2	2	2	2
	発達心理学	2	2	2	2	2	2
	特別支援教育概論	2	2	2	2	2	2
	教育課程論	2	2	2	2	2	2
	道徳教育の指導法Ⅰ	2	2				
	道徳教育の指導法Ⅱ	2	2				
教育の基礎的理解に関する科目等 （中・	総合的な学習の時間の指導法	2	2	2	2	2	2
	特別活動論	2	2	2	2	2	2
	教育の方法と技術	2	2	2	2	2	2

	生徒指導の理論と方法 学校臨床と教育相談 進路指導の理論と方法	2 2 2	2	2	2	2	2
	授業科目	単位数	中学校	高等学校			
				国語	英語	地歴	公民
教科法及び教科に関する科目	選択した教科の指導法I 選択した教科の指導法II 選択した教科の指導法III 選択した教科の指導法IV	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2	2 2 2 2
				32	28	24	24

- ※「選択した教科の指導法I」「選択した教科の指導法II」「選択した教科の指導法III」「選択した教科の指導法IV」とは、取得する免許教科に対応した教科の指導法である。
- ※中学校1種免許状（社会）の「選択した教科の指導法」は、「社会科・地理歴史科教育法I」「社会科・地理歴史科教育法II」「社会科・公民科教育法I」「社会科・公民科教育法II」をもって、「選択した教科の指導法I・II・III・IV」とする。
- ※2つ以上の免許を取得する場合、それぞれの教科の指導法を修得すること。

D. 教職課程科目 「教育の基礎的理解に関する科目等（養護）」

授業科目	単位数	必・選
教育原理 教育基礎論	2 2	} 1科目選択必修
教職概論	2	必修
教育行政概論	2	必修
教育・学校心理学 発達心理学	2 2	} 1科目選択必修
特別支援教育概論	2	必修
教育課程論	2	必修
道徳教育の指導法I	2	必修
総合的な学習の時間の指導法	2	必修
特別活動論	2	必修
教育の方法と技術	2	必修
生徒指導の理論と方法	2	必修
学校臨床と教育相談	2	必修
計	24	